



熊本県公報

号外 第31号
令和7年(2025年)
7月2日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例… (人事課)	2
○熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例… (税務課)	4
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例… (都市計画課)	5
○藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例… (体育保健課)	9
○熊本武道館条例の一部を改正する条例… (//)	10
○熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例… (//)	10
○熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例… (//)	11
○熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例… (警察本部生活環境課)	11

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正【第1条】
 - (1) 部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できることとした。(第28条-第29条の5関係)
 - (2) 所要の規定の整理を行うこととした。(第15条-第17条、第25条-第27条、第30条、第31条関係)
- 2 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正【第2条】

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について定めることとした。(第15条の3関係)
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の規定整理
 - (1) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(第14条関係)【第3条】
 - (2) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第17条関係)【第4条】
 - (3) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(第22条関係)【第5条】
- 4 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。ただし、1(2)の一部及び5の一部は、公布の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県税条例及び熊本県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県税条例の一部改正【第1条】
 - (1) 法人県民税
マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除去組合について、収益事業課税とすることとした。(第26条関係)
 - (2) 個人県民税
特定親族(生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等)を有する所得割の納税義務者に係る控除を新たに設けることとした。(第28条関係)
 - (3) 県たばこ税
加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準について、国のたばこ税における取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。(附則第8条の2の2関係)
 - (4) その他規定の整理を行うこととした。(第69条、附則第8条の3、附則第13条の3関係)
- 2 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正【第2条】

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日から施行することとした。

- (1) 2 公布の日
 - (2) 1 (2) 令和8年1月1日
 - (3) 1 (3) 及び(4)の一部 令和8年4月1日
 - (4) 1 (4)の一部 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第28号)の施行の日
 - (5) 1 (1) 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)の施行の日
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 使用料の額及び料金区分を改定することとした。(別表第2、別表第3、別表第4関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例

- 1 使用料を改定することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本武道館条例の一部を改正する条例

- 1 使用料の額及び区分を改定することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例

- 1 使用料の額及び料金区分を改定することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例

- 1 使用料を改定することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第4条関係)
- 2 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第45号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

条 例

熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年7月2日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第31号

熊本県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第15条の表、第16条の表、第17条の表、第25条の表、第26条の表及び第27条の表中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改める。

第28条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第29条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(」を削り、「第19条第1項に規定する」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」に、「をいう。以下同じ」を「(以下「第1号部分休業」という)」に改め、「、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

第2条のうち、第19条の改正規定中「総務省令で定める」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）第1条の8第1項に規定する」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第31条の3第3項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

附則第1項第2号中「第19条」の次に「及び第31条の3第3項」を加え、「附則第1条第12項」を「附則第1条第12号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定公布の日
- (2) 第1条中第28条の改正規定及び附則第2項の規定 令和8年1月1日
- (3) 第1条中第69条第1項の改正規定、附則第8条の2の次に1条を加える規定及び附則第8条の3の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和8年4月1日
- (4) 第1条中附則第13条の3第1項の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の施行の日
- (5) 第1条中第26条第5項の改正規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第28条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

3 次項に定めるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第8条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

4 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、熊本県税条例第64条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われ、たばこに係る同条例第64条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第8条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 熊本県税条例第64条の3第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第8条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第8条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月2日

熊本県知事 木村 敬

熊本県条例第33号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表野球場の項中「410円」を「460円」に、「900円」を「1,010円」に改め、同表ソフトボール場の項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表テニスコートの項中「510円」を「570円」に、「1,120円」を「1,250円」に、「230円」を「260円」に、「500円」を「560円」に改め、同表サッカー場ラグビー場の項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表多目的広場Aの項中「280円」を「410円」に、「620円」を「870円」に改め、同表多目的広場B多目的広場Cの項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表弓道場の項及び相撲場場の項中「130円」を「150円」に、「280円」を「320円」に改め、同表体育館の項中「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に、「210円」を「240円」に、「450円」を「510円」に、「560円」を「630円」に、「1,230円」を「1,380円」に、「410円」を「460円」に、「900円」を「1,010円」に、「850円」を「950円」に、「1,850円」を「2,070円」に改め、同表運動広場の項中「210円」を「250円」に、「470円」を「540円」に、「1,260円」を「1,450円」に、「2,790円」を「3,200円」に改め、同表補助競技場の項を次のように改める。

補助競技場	専用使用	1時間につき	1,110円 2,430円
	一般使用	1日につき	60円 130円

別表第2の1の表投てき場の項中「200円」を「230円」に、「440円」を「4

90円」に改める。

別表第2の2の表中「61,750円」を「69,290円」に、「410円」を「470円」に、「760円」を「860円」に、「610円」を「690円」に、「1,150円」を「1,280円」に、「4,750円」を「5,330円」に、「1,200円」を「1,340円」に、「133,240円」を「149,500円」に、「890円」を「1,000円」に、「1,670円」を「1,880円」に、「1,340円」を「1,510円」に、「2,500円」を「2,810円」に、「10,430円」を「11,710円」に、「2,620円」を「2,940円」に、「399,720円」を「448,490円」に、「31,310円」を「35,130円」に、「7,830円」を「8,790円」に、「13,070円」を「14,670円」に、「10,110円」を「11,350円」に、「70円」を「80円」に、「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に、「150円」を「170円」に、「200円」を「230円」に、「400円」を「450円」に改める。

別表第2の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 熊本県民総合運動公園陸上競技場体育施設使用料

区分		金額			
		使用者が入場料金を徴収する場合（1日につき）	使用者が入場料金を徴収しない場合		
アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の120人分に相当する額（その額が68,180円未満のときは、68,180円）	専用使用	観覧席を全部使用する場合1時間につき	5,250円
				観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき	2,650円
				インドアフィールドのみを利用する場合1時間につき	340円
		一般使用	1日につき	170円	
	一般	税込み入場料金の最高額の150人分に相当する額（その額が147,270円未満のときは、147,270円）	専用使用	観覧席を全部使用する場合1時間につき	11,550円
				観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき	5,780円
			インドアフィールドのみを利用する場合1時間につき	740円	
	一般使用	1日につき	380円		
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	税込み入場料金の最高額の300人分に相当する額（その額が441,770円未満のときは、441,770円）		観覧席を全部使用する場合1時間につき	34,620円	
			観覧席を使用しない場合又はメインスタンドのみを使用する場合1時間につき	17,310円	

別表第2の4の表夜間照明の項中「1,100円」を「1,560円」に、「340円」を「490円」に、「3,300円」を「4,670円」に、「110円」を「150円」に、「240円」を「280円」に、「1,420円」を「1,630円」に改め、同表本部室の項中「450円」を「510円」に改め、同表会議室の項中「290円」を「340円」に改め、同表小会議室の項中「110円」を「130円」に改め、同表研修室の項中「160円」を「190円」に改め、同表陸上競技器具の項を次のように改める。

陸上競技器具	専用使用		一式1時間につき	790円
	一般使用	スターティングブロック	1台1日につき	60円
		ハードル(10台1組)	1組1日につき	100円
		走り高跳び器具	1組1日につき	210円
		棒高跳び器具	1組1日につき	210円

別表第2の5の表中「1, 680円」を「1, 870円」に、「6, 710円」を「7, 460円」に、「4, 560円」を「5, 070円」に、「1, 320円」を「1, 470円」に、「390円」を「440円」に、「160円」を「180円」に、「710円」を「790円」に、「490円」を「550円」に改める。

別表第2の6の表夜間照明の項中「5, 280円」を「5, 830円」に、「8, 800円」を「9, 720円」に、「15, 740円」を「17, 380円」に、「2, 200円」を「2, 400円」に改め、同表大型映像装置Aの項中「7, 580円」を「8, 680円」に改め、同表大型映像装置Bの項中「4, 620円」を「5, 040円」に改め、同表場内放送器具の項中「1, 660円」を「1, 900円」に改め、同表写真判定装置の項中「1, 050円」を「1, 200円」に改め、同表陸上競技器具の項を次のように改める。

陸上競技器具	専用使用		一式1時間につき	2,570円
	一般使用	スターティングブロック	1台1日につき	60円
		ハードル(10台1組)	1組1日につき	100円
		走り高跳び器具	1組1日につき	210円
		棒高跳び器具	1組1日につき	210円

別表第2の6の表会議室Aの項中「560円」を「620円」に改め、同表会議室Bの項及び会議室Cの項中「440円」を「490円」に改め、同表会議室Dの項中「610円」を「680円」に改め、同表会議室Eの項中「490円」を「550円」に改め、同表会議室Fの項中「390円」を「440円」に改め、同表第一休憩室の項中「440円」を「490円」に改め、同表第二休憩室の項中「560円」を「620円」に改め、同表放送器具等操作室の項中「940円」を「1, 040円」に改め、同表小放送室の項中「220円」を「250円」に改め、同表更衣室A及び更衣室Bの項中「660円」を「720円」に改め、同表ドーピング検査室の項中「330円」を「360円」に改め、同表控室Aの項及び控室Bの項中「110円」を「120円」に改め、同項の次に次のように加える。

トレーニング室	普通券による使用	高校生以下の者	1人2時間につき	200円
		大人	1人2時間につき	440円
	回数券による使用	高校生以下の者	1人2時間11回分につき	1,970円
		大人	1人2時間11回分につき	4,330円

別表第2の7の表中「100円」を「140円」に、「220円」を「250円」に改める。

別表第3の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 熊本県営八代運動公園体育施設使用料

区分			金額			
			使用者が入場料金を徴収する場合(1日につき)	使用者が入場料金を徴収しない場合		
野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の40人分に相当する額(その額が16,390円未満のときは、16,390円)	午前9時から午後1時まで 3,430円		
				午後1時から午後5時まで 4,230円		
				上記の時間の区分にかかわらず、時間単位で使用する場合 1時間につき 1,250円		
		一般	税込み入場料金の最高額の50人分	ブルペンのみ使用する場合 一室1時間につき 160円		
			使用日	平日	土曜・日曜・国民の祝日に	

			に相当する額（その額が25,890円未満のときは、25,890円）	使用時間		関する法律第3条に規定する休日
				午前9時から午後1時まで	4,410円	5,290円
				午後1時から午後5時まで	5,660円	6,550円
				上記の時間の区分にかかわらず、時間単位で使用する場合 1時間につき	1,760円	2,010円
				ブルペンのみ使用する場合 一室1時間につき	320円	320円
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		税込み入場料金の最高額の100人分に相当する額（その額が76,870円未満のときは、76,870円）	1時間につき	10,260円	
陸上競技場	アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の10人分に相当する額（その額が14,790円未満のときは、14,790円）	専用使用	全部1時間につき	1,140円
					フィールド（競争走路に囲まれた部分をいう。以下同じ。）1時間につき	460円
				一般使用	1日につき	60円
	一般	税込み入場料金の最高額の20人分に相当する額（その額が32,540円未満のときは、32,540円）	専用使用	全部1時間につき	2,500円	
				フィールド1時間につき	1,000円	
			一般使用	1日につき	130円	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合			税込み入場料金の最高額の30人分に相当する額（その額が97,730円未満のときは、97,730円）	全部1時間につき		7,520円
				フィールド1時間につき		3,000円
多目的広場				1時間につき		360円 750円

別表第3の2の表中「250円」を「290円」に、「570円」を「640円」に、「660円」を「760円」に、「1,470円」を「1,690円」に、「1,330円」を「1,530円」に、「2,930円」を「3,370円」に、「100円」を「120円」に、「220円」を「260円」に、「200円」を「240円」に、「450円」を「510円」に改める。

別表第3の3の表中「330,000円」を「372,970円」に、「80,300円」を「90,760円」に、「27,500円」を「31,090円」に、「13,0

00円」を「14,700円」に、「18,700円」を「21,140円」に、「9,000円」を「10,180円」に、「14,300円」を「16,170円」に、「7,000円」を「7,920円」に、「9,900円」を「11,190円」に、「5,000円」を「5,660円」に改める。
 別表第3の4の表場内放送器具の項中「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に改め、同表本部室の項中「200円」を「230円」に、「440円」を「500円」に改め、同表放送室の項中「150円」を「170円」に、「340円」を「390円」に改め、同項の次に次のように加える。

陸上競技器具	専用使用		一式1時間につき	790円
	一般使用	スターティングブロック	1台1日につき	60円
		ハードル(10台1組)	1組1日につき	100円
		走り高跳び器具	1組1日につき	210円
		棒高跳び器具	1組1日につき	210円

別表第4の1の表テニスコートの項中「230円」を「260円」に、「500円」を「560円」に改め、同表多目的広場の項中「50円」を「60円」に、「100円」を「120円」に、「200円」を「230円」に、「120円」を「140円」に、「240円」を「280円」に改め、同表グラウンド・ゴルフ場の項中「500円」を「570円」に、「1,100円」を「1,250円」に、「200円」を「230円」に、「440円」を「500円」に改める。

別表第4の2の表中「11,220円」を「12,510円」に、「1,020円」を「1,140円」に、「400円」を「460円」に、「50円」を「60円」に、「24,660円」を「27,500円」に、「2,240円」を「2,500円」に、「890円」を「1,000円」に、「110円」を「130円」に、「74,210円」を「82,750円」に、「6,740円」を「7,520円」に、「2,690円」を「3,000円」に改める。

別表第4の3の表中「340円」を「490円」に、「1,800円」を「2,010円」に、「1,440円」を「1,610円」に改める。

別表第4の4の表中「570円」を「640円」に、「1,130円」を「1,260円」に、「710円」を「790円」に改める。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2、別表第3及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和7年7月2日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第34号

藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例

藤崎台県営野球場条例(昭和35年熊本県条例第36号)の一部を次のように改正する。
 別表の1の表中「5,060円」を「5,610円」に、「4,400円」を「4,870円」に、「5,280円」を「5,850円」に、「5,610円」を「6,210円」に、「6,500円」を「7,200円」に、「7,040円」を「7,800円」に、「8,040円」を「8,900円」に、「1,760円」を「1,950円」に、「2,100円」を「2,330円」に、「3,000円」を「3,330円」に、「3,700円」を「4,100円」に、「1,100円」を「1,220円」に改める。
 別表の2の表中「580円」を「650円」に、「250円」を「280円」に、「1,470円」を「1,690円」に、「660円」を「760円」に、「2,930円」を「3,370円」に、「1,330円」を「1,530円」に、「4,720円」を「5,420円」に、「2,140円」を「2,460円」に、「350円」を「390円」に、「150円」を「170円」に、「230円」を「260円」に、「100円」を「110円」に、「460円」を「510円」に、「200円」を「230円」に改める。
 別表の3の表中「495,000円」を「547,970円」に、「123,200円」を「136,390円」に、「44,000円」を「48,710円」に、「28,000円」を「31,000円」に、「22,000円」を「24,360円」に、「14,000円」を「15,500円」に、「11,000円」を「12,180円」に、「7,000円」を「7,750円」に改める。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年7月2日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第35号

熊本武道館条例の一部を改正する条例
熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）の一部を次のように改正する。
別表の1の表中「2,420円」を「2,700円」に、「4,300円」を「4,800円」に、「7,370円」を「8,220円」に、「6,160円」を「6,870円」に、「11,660円」を「13,000円」に、「14,080円」を「15,700円」に、「1,600円」を「1,790円」に、「2,800円」を「3,130円」に、「5,000円」を「5,580円」に、「4,400円」を「4,910円」に、「7,800円」を「8,700円」に、「9,400円」を「10,490円」に、「1,100円」を「1,230円」に、「2,200円」を「2,460円」に、「3,900円」を「4,350円」に、「3,300円」を「3,680円」に、「6,700円」を「7,470円」に、「4,840円」を「5,400円」に、「8,580円」を「9,570円」に、「14,740円」を「16,440円」に、「12,320円」を「13,740円」に、「23,320円」を「26,010円」に、「28,160円」を「31,400円」に、「3,200円」を「3,570円」に、「5,600円」を「6,250円」に、「10,000円」を「11,150円」に、「8,800円」を「9,820円」に、「15,600円」を「17,400円」に、「18,800円」を「20,970円」に、「6,600円」を「7,360円」に、「13,400円」を「14,950円」に、「210円」を「240円」に、「420円」を「470円」に、「730円」を「820円」に、「630円」を「710円」に、「1,150円」を「1,290円」に、「1,360円」を「1,520円」に、「860円」を「960円」に、「1,000円」を「1,120円」に、「1,590円」を「1,780円」に、「1,840円」を「2,060円」に、「2,590円」を「2,890円」に改める。

別表の2の表を次のように改める。
2 個人使用料

対象	区分	1人1回	回数券 (10回分)	定期券 (1か月)
一般		190円	1,610円	1,850円
大学生 高校生		130円	1,010円	1,450円
中学生以下		70円	510円	1,010円

別表の3の表中「370円」を「420円」に、「430円」を「480円」に、「790円」を「880円」に、「860円」を「960円」に、「1,220円」を「1,360円」に改める。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和7年7月2日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第36号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例
熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。
別表の1の表中「1,030円」を「1,160円」に、「465円」を「530円」に、「1,410円」を「1,590円」に、「640円」を「720円」に、「510円」を「580円」に、「235円」を「270円」に、「890円」を「1,000円」に、「410円」を「460円」に、「300円」を「340円」に、「135円」を「160円」に、「180円」を「210円」に、「85円」を「100円」に、「90円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「290円」を「330円」に、「900円」を「1,010円」に、「1,300円」を「1,460円」に、「2,860円」を「3,210円」に、「1,800円」を「2,020円」に、「4,070円」を「4,570円」に、「390円」を「440円」に、「175円」を「200円」に、「3,860円」を「4,330円」に、「1,750円」を「1,970円」に、「680円」を「770円」に、「310円」を「350円」に、「405円」を「460円」に、「1,540円」を「1,730円」に、「700円」を「790円」に、「1,9

80円」を「2,230円」に、「3,010円」を「3,380円」に、「2,010円」を「2,260円」に、「1,010円」を「1,140円」に、「670円」を「760円」に改める。

別表の2の表大体育室の項中「2,420円」を「2,720円」に、「10,120円」を「11,360円」に改め、同表中体育室の項中「1,910円」を「2,150円」に、「8,070円」を「9,060円」に改め、同項の次に次のように加える。

小体育室	アマチュアスポーツに使用する 場合	1時間までごとにつき	2,100円
	アマチュアスポーツ以外に使用 する場合	1時間までごとにつき	8,820円

別表2の表室内温水プールの項中「2,690円」を「3,020円」に、「3,410円」を「3,830円」に改め、同表照明設備の項中「3,740円」を「4,200円」に、「1,980円」を「2,230円」に、「1,320円」を「1,490円」に、「660円」を「740円」に、「440円」を「500円」に改め、同表大体育室冷暖房設備の項中「11,000円」を「12,350円」に改め、同表大型映像装置Aの項及び大型映像装置Bの項中「1,130円」を「1,230円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月2日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第37号

熊本県総合射撃場条例の一部を改正する条例

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「100円」を「120円」に、「160円」を「190円」に、「200円」を「230円」に、「390円」を「450円」に、「780円」を「890円」に、「1,720円」を「1,960円」に、「13,760円」を「15,640円」に、「35,200円」を「39,990円」に、「3,200円」を「3,640円」に、「20,900円」を「23,750円」に改める。

別表の2の表中「40円」を「50円」に、「60円」を「70円」に、「440円」を「500円」に、「660円」を「750円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月2日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県条例第38号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号エ中「第50条第1項第4号」を「第50条、第51条第1項第4号」に、「第52条第1号又は第53条第1号」を「第53条第1号又は第54条第1号」に改める。

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。